

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成27年12月
大阪信用金庫

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人に係る利子割（お支払いする預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止となります。

法人のお客さまにつきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息等から地方税の特別徴収は行いませんので、お知らせいたします。

また、「権利能力なき社団・財団」のお客さまにつきましては、都道府県民税の法人税割額を課されている場合には、法人の利子割廃止の対象となります。

なお、個人のお客さまおよび任意団体のお客さまにつきましては、変更ございません。

《利子割廃止の対象となる預金》

- ・普通預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金（租税納付以外の目的で払戻した場合のみ）
- ・定期預金
- ・積立定期預金
- ・定期積金
- ・外貨普通預金
- ・外貨定期預金

《法人のお客さまの源泉徴収税率》

平成27年12月31日までのお支払い分	平成28年1月1日以降のお支払い分
20.315% (国税15.315%+地方税5%)	15.315% (国税15.315%のみ)

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税（0.315%）が課され、源泉徴収いたします。

【ご注意】

税務上に関するご不明な点は、税理士または最寄りの税務署等にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上